令和８年度 第２期 財政援助団体等監査（出資団体監査）実施計画

１　監査の種類

地方自治法第 199 条第２項及び第７項の規定に基づく財政援助団体等監査（出資団体監査）

２　監査の対象

（１）対象団体

社会福祉法人おひさま福祉会

（２）対象部署

秋葉区役所健康福祉課

（３）対象事務

令和７年４月から令和８年３月までに執行された出納その他の事務事業。

なお、必要があると認められる場合は、監査対象期間を延長又は過年度遡及する。

３　監査の着眼点

（１）出資団体：社会福祉法人おひさま福祉会

・設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
・経営成績及び財政状態は良好か。
・決算書等は法令や会計基準に準拠して作成されているか。
・団体に係る出納その他の事務の執行が効率的かつ適正に行われているか。
・団体の内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。
・自立的な経営を進めるための取組（自主財源の確保等）はどうなっているか。

（２）所管部署：秋葉区役所健康福祉課

・団体の経営成績及び財政状態、施設の状況を十分に把握し、適切な指導監督、管理を行っているか。
・団体と行政との役割分担は明確になっているか。また、連携がうまく図られているか。

４　監査の主な実施手続

監査にあたっては、書面調査、実地調査及び関係者へのヒアリングを実施する。

５　監査の実施場所及び日程

（１）実施場所

監査委員事務局執務室及びおひさま福祉会事務所

（２）日程（予定）

ア　実施通知　　令和８年 10 月 27 日

イ　実施期間　　令和８年 11 月４日～令和９年３月下旬

ウ　中間報告　　令和９年２月下旬

エ　監査委員復命　令和９年３月下旬

６　監査の担当者及び事務分担

公営企業担当グループ３名及び非常勤職員（公認会計士）１名